

財務省告示第七十九号

省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平成十七年二月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百二十九回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一

の法律及びその 条第一項並びに国債整理基金特別

別会計法（明治三十九年法律第六号）第五号第五項及び第五

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の価格競争入札の募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し

と得られるもの（以下「非競争入札」という。）による発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募集の決定をした

五

方募入
法入決
定の

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により

口
八

各債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ
発
入価
札格
発競
行争
額

第十一条第一項の規定に基づき
発行した利付国債に九十九億
五千九百九十万円を以て、
特別会計の基金として、
第一項の金額を以て、
八千六百九十万円を以て、
条ノ二の規程に基づき、
利付国債に三兆六千四百
億六千八百四十六

後に行われる入札であつて財務
大臣が各債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるもの
（以下「国債市場特別参加者・
第一非価格競争入札」という。）
による発行（以下「国債市場特
別参加者・第一非価格競争入札
」という。）

		十 十		九 八				七				八		口		
		一 発		振 額 最				払 込 金 額				国 債 市 場		札 非 競 争 入		
場 び 札 非 入 価 発	口	入 札 競 争 入 行	価 格 競 争 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争 入	行 争 入 札 発 競 争 入	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競 争 入	非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争 入	者 特 国 債 市 場	国 債 市 場	札 非 競 争 入	札 非 競 争 入	
		額 上 額	平 成 十 七 年 二 月 二 十 一 日	す る の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	五 百 十 一 億 五 百 十 一 万 円	一 兆 六 千 八 百 四 十 八 億 三 千 百 八 十 一 万 三 千 九 百 三 十 三 円	百 十 一 億 円	付 国 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	ノ 二 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	三 十 三 億 二 千 九 百 万 円	付 国 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	ノ 二 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	八 十 五 万 円

の 経 利 発 競 加
払 過 行 争 非 者
込 利 入 入 価 ・
み 子 率 札 格 第

(一) 年 ○・一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により、算出した金額を第
十号の規定する期日に払い
むも、特別参加者・ただし、非
市場特別参加者・第
競争入札の募集決定の通
受け、または、は、価格競争
受付け、または、は、価格競争
行分、または、は、価格競争
と、国債市場は、特別参加者・
非国債市場は、特別参加者・
非価格競争入札発行分
け、算出するものとする。

$$\frac{\text{総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
の、振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるもの
ては、前記(一)の算式により
た金額から当該金額に百分
十を乗じた金額(ただし、該
国債を発行した金額(た
者が非居住者又は外国
者の場合には、前記(一)
る場合)に、前記(一)の算
算出した金額に、当該非居
は、外国法人が適用を受ける
税の税率を乗じた金額(控
することができる)を控除
平成十七年八月二十日
と、次の算式により算出した

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 者 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平成十七年二月二十一日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成十九年二月二十日
利子を支払う。
て、その日以前六月間に属する
を、支払期とし、各支払期におい
毎年二月二十日及び八月十日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成十九年二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。